

令和 年 月 日

公立学校共済組合宮城支部長 殿

申請者（借受人） 転出前所属所名  
転出後所属所名  
現住所  
氏名

印

### 国家公務員共済組合へ転出したことに伴う貸付未償還金の償還について（申請）

私は、令和 年度の人事異動により、令和 年 月 日付けて に勤務することになり貴組合の組合員資格を喪失することになりました。これに伴い、貴組合における貸付未償還金を即時償還すべきところではありますが、貴組合の団体信用生命保険への加入を継続したいと考えています。

つきましては、下記2に掲げるすべての事項について承諾の上、組合員の資格喪失後も引き続き償還を継続することとしたいので、よろしくお取り計らい願います。

#### 記

##### 1 貸付金の状況

種別	未償還元金（毎月償還分）	未償還元金（ボーナス償還分）	今後の償還方法
貸付け	円	円	
貸付け	円	円	
合 計	円	円	

##### 2 定期償還を継続中の取扱い

- (1) 債還継続中の貸付けを借換えにより即時償還した場合は、現在加入している団信は脱退となる。
- (2) 公立学校共済組合貸付規程に定める償還額を、私（借受人）が毎月償還期日までに支部長口座へ振り込むこととし、万が一償還が滞った場合は即時償還となる。
- (3) 債還継続中はいずれの共済組合からも新規の借入（借換えを含む。）は行わない。転出先共済組合から新規に借入を行う場合は、公立学校共済組合（以下「公立共済」という。）の貸付けについては即時償還となる。
- (4) 私（借受人）の公立共済からの貸付けに係る情報が、転出先共済組合に提供されること。

(5) 複数の貸付けを償還中の場合は、団信に加入している貸付けの償還を継続するときのみ、同様に公立共済に償還を継続することができる。

(6) 適用期間は転出先共済組合の組合員である間とし、5年間を限度とする。また、以下の①から③のいずれかに該当する場合は即時償還となる。

- ① 転出先共済組合の組合員資格を取得した日から起算して5年を経過した後も公立共済に復帰しない場合
- ② 転出先共済組合の組合員資格を喪失した場合
- ③ 転出先共済組合から更に他の共済組合の組合員となった場合